

平成 24 年 第 3 回 定 例 会

# 鳴 沢 村 議 会 会 議 録

平成 24 年 9 月 10 日 開会

平成 24 年 9 月 14 日 閉会

鳴 沢 村 議 会



## 平成24年第3回鳴沢村議会定例会会議録

平成24年9月10日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

### 1、応招議員

1番	佐藤博水	2番	小林昭一
3番	小林利雄	4番	渡辺久男
5番	渡辺泉	6番	渡邊政司
7番	渡邊明雄	8番	小林茂澄
9番	田中稔	10番	三浦利雄

### 2、不応招議員

なし。

### 3、出席議員

応招議員に同じ。

### 4、欠席議員

なし。

### 5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林三郎 総務課長 渡辺千秋  
税務課長 三浦寿得 企画課長 渡辺重夫  
福祉保健課長 渡辺一博 住民課長 渡辺安司  
振興課長 渡辺伸一 会計管理者 佐藤政中

### 6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 渡邊 寛

### 7、会議事件

報告第6号平成23年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率について

報告第7号平成23年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率について

認定第 1 号平成 23 年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第 35 号鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 36 号鳴沢村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 37 号鳴沢村老人医療費助成金支給条例を廃止する条例を定める件

議案第 38 号山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第 39 号平成 24 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 40 号平成 24 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 41 号平成 24 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

同意第 2 号鳴沢村教育委員会委員の任命について同意を求める件

発議第 1 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出について

請願第 1 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願

## 8、本日の議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 会期の決定

日程第 4 報告第 6 号平成 23 年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率について

日程第 5 報告第 7 号平成 23 年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率について

- 日程第 6 認定第 1 号平成 23 年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 7 議案第 35 号鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 8 議案第 36 号鳴沢村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 9 議案第 37 号鳴沢村老人医療費助成金支給条例を廃止する条例を定める件
- 日程第 10 議案第 38 号山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第 11 議案第 39 号平成 24 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 12 議案第 40 号平成 24 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 41 号平成 24 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

### ◎議長あいさつ

議長（三浦利雄君） 今年は猛暑の中、雨量が少ないというようなことで、鳴沢村の主産業であります農業につきましては、キャベツ、あるいはトウモロコシ等に被害が発生しております、キャベツにおいては例年の半分ぐらいの出荷の中で、単価的には安いというようなことで、種代とか経費の分が今年は取れるかどうかというような、大変厳しいということを知り及んでいるわけでございます。

さて、議員各位には大変ご苦労さまです。本議会には、ご承知のとおり23年度の決算認定が予定されているわけでございます。どの定例会も大事なわけでありましてけれども、本議会が各位の積極的な発言、あるいは取り組み等により、実のある定例会となりますようお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

---

開会 午前10時32分

議長（三浦利雄君） ただいまから、平成24年第3回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎村長あいさつ

議長（三浦利雄君） ここで、村長より定例会招集に際してのあいさつを受けます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） どうも皆さん、おはようございます。

平成24年第3回鳴沢村議会定例会を議員の皆さん全員の参会のもとに開催できますことをありがたく思っております。

ただいま議長さんが申しあげましたように、6月に台風が2件

という早めの台風で、それ以来晴天が続き、また秋に入ってもこのような残暑が続いております。このような中で、村の主産でありますキャベツ、トウモロコシ等、不作、またキャベツは他の地方では豊作というようなことで、価格低迷等で、農家の皆さんも大変苦慮しているところでございます。

また、村でも、ご存じのように景気低迷によります村税の減収の中でも、皆さん方のご協力のもとに事業を進めているわけですが、ぜひこれからも事業の推進に一方ならぬご協力、ご指導をお願いいたします。

さて、今回の定例会には、報告案件2件、先ほど議長さんが申しあげましたように23年度の認定1件、条例の改廃4件、補正予算3件などを予定しております。どうか皆様方の慎重なるご審議のもとに、よろしくご審議のほどをお願いいたしまして、開会にあたってのあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひします。

---

**議長（三浦利雄君）** これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

**議長（三浦利雄君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、渡邊明雄君、小林茂澄君を指名いたします。

---

### ◎日程第2 諸般の報告

**議長（三浦利雄君）** 日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育委

員長に対し説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の委嘱、委任について通知がありましたので、ご了承を願います。

次に、監査委員により、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。

報告書の内容については、朗読を省略いたします。

次に、6月23日に第2回町村議会議長会議が、7月24日に第3回町村議会議長会議が山梨県自治会館において開催されました。

審議の結果については、お手元に配布しておりますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。

出席いただいた議員各位には大変ご苦労さまでした。

次に、平成24年第2回定例会において議決した議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。議会運営委員長 渡辺久男君。

**議会運営委員長（渡辺久男君）** 議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

平成24年第2回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

開催日時は9月6日午後3時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

出席者は、委員4名と議長、議案説明のために総務課長、職務のために議会事務局書記の出席がありました。



決定された事項については、次の6項目であります。

1、会期は本日より9月14日までの5日間とし、配布してある会期日程表のとおりとすること。

2、議案付託は配布してある議案付託表のとおりとすること。

3、報告第6号から報告第7号までの2件を一括議題とすること。

4、議案第39号から議案第41号までの3件を一括議題、一括採決とすること。

5、請願第1号を本会議に上程することとし、発議第1号の意見書の採決により、みなし採択とすること。

6、一般質問通告日は9月10日正午までとすること。

以上であります。

なお、閉会中の継続調査申し出につきましては、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出をしました。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（三浦利雄君）** 次に、同じく第2回定例会において議決した建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。建設産業経済常任委員長 小林茂澄君。

**建設産業経済常任委員長（小林茂澄君）** 建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成24年第2回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

本日午前9時30分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

出席者は委員全員と議長、説明のために総務課長及び振興課長、振興課土木担当 1 名、職務のために議会事務局書記の出席がありました。

招集に係る事件は、閉会中の継続調査申し出の件です。

閉会中の継続調査申し出につきましては、所管事務の調査について、今後も継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（三浦利雄君）** 次に、同じく第 2 回定例会において議決した広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。広報常任委員長 渡辺 泉君。

**広報常任委員長（渡辺 泉君）** 広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

7 月 19 日午前 10 時より、議員控室において広報常任委員会を開催いたしました。

委員全員と議長、職務のために議会事務局長と書記の出席がありました。

招集に係る事件は、なるさわ議会だより第 9 号（案）について及び閉会中の継続調査の申し出の件の 2 件です。

既にご覧いただいたと思いますが、議会だより第 9 号について、レイアウトや広報構成を協議し、先月 8 月 1 日に全戸配布をいたしました。

今回の議会だよりでは、特集として、5 月に開催しました新緑ときめき出会いパーティーを目玉記事として、また、過去に行われた一般質問の追跡レポートについても特集を組み、新規に掲載をいたしました。

また、閉会中の継続調査申し出につきましては、所管事務の調

査について、継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（三浦利雄君）** 次に、同じく第2回定例会において議決した鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長 渡邊明雄君。

**鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長（渡邊明雄君）** 鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

平成24年第2回定例会におきまして、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月18日の本会議において議決された件の報告であります。

閉会中に委員会は開催しておりませんが、今定例会会期中の9月13日に、北杜市のサントリー白州工場の視察研修が予定されております。

天然水をはぐくむ自然環境、天然水の製造工程、環境への取り組み、ミネラルウォーターの比較試飲等の研修を予定していますので、お忙しい中ではございますが、村長さんをはじめ役場幹部職員の皆さんの出席もよろしくお願ひしたいと思います。

なお、所管事務の調査について、今後も閉会中の継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出を行っております。

以上です。

**議長（三浦利雄君）** 以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第3 会期の決定

**議長（三浦利雄君）** 日程第3、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月14日までの5日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦利雄君）** 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から9月14日までの5日間と決定しました。

---

◎日程第4 報告第6号平成23年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率について

◎日程第5 報告第7号平成23年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率について

**議長（三浦利雄君）** 日程第4、報告第6号平成23年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率についてから日程第5、報告第7号平成23年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率についてまでの2件を一括して議題といたします。

この件について報告を求めます。総務課長。

（総務課長 渡辺千秋君 登壇）

**総務課長（渡辺千秋君）** 報告第6号平成23年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率についてご報告申し上げます。

鳴沢村の平成23年度決算に係る財政健全化判断比率につきましては、実質公債費比率が2.7%で前年度より0.6%改善しました。これは、地方債の元利償還金などの実質的な公債費が財政に及ぼす負担を表す指標ですが、この比率が25%を超えた場合には財政健全化計画を策定し、住民に公表することが義務づけられております。

参考までに、平成22年度の実質公債費比率は、全国1,746市区町村中75位、県内では27市町村中1位となっております。

ます。

ほかの実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、歳入歳出の差し引きで計算される実質収支額が赤字となっていないため、また、将来負担比率については、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額より、これらに充当できる基金などの財源のほうが大きいいため、いずれもマイナス数値となり、総務省への報告については、お手元に配布した議案のとおり数値なしとなります。

続きまして、報告第7号平成23年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率についてご報告申し上げます。

この比率は、公営企業の資金不足額がその営業収益に占める割合を表す財政指標です。この比率が20%を超えた場合には経営健全化計画を策定し、住民に公表することが義務づけられております。

鳴沢村水道事業会計、実質的に簡易水道事業特別会計を指しますが、特別会計歳入歳出の差し引きで計算される実質収支額が赤字となっていないため、資金不足比率が算出されません。

以上の普通会計財政健全化判断比率及び水道事業会計資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告することとなっております。

この規定に基づき、去る9月5日、監査委員による審査を行っていただきました結果、それぞれの議案2枚目の審査意見書、最下段にあるように是正改善を要する事項としては、特に指摘すべき事項はないという意見をいただきましたことを改めて報告させていただきます。また、算定の根拠として、お手元に資料を配布させていただきましたので、ご覧いただきたいと思っております。

現在のところ鳴沢村は、健全な財政運営がされておるところですが、依然として村税などを中心とした一般財源の減少傾向が続いているため、細心の注意を払い財政運営を行ってまいります。

以上で報告第6号及び第7号についての報告を終わります。

**議長（三浦利雄君）** 以上で報告第6号及び第7号の報告を終了いたします。

なお、この報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告のみで足りるものであることを申し添えます。

---

**◎日程第6 認定第1号平成23年度鳴沢村一般会計並びに  
特別会計歳入歳出決算認定の件**

**議長（三浦利雄君）** 日程第6、認定第1号平成23年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

（村長 小林 優君 登壇）

**村長（小林 優君）** 認定第1号平成23年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件について、提案理由をご説明申し上げます。

一般会計並びに国民健康保険特別会計をはじめとする6つの特別会計に係る平成23年度の決算は、すべての会計の歳入総額28億2,482万9,426円、歳出総額25億7,015万8,204円となりました。この歳入歳出の差し引きである形式収支は2億5,467万1,222円、形式収支から平成24年度へ繰越明許を行った事業へ充当される財源3,028

万3, 000円を差し引いた実質収支は2億2, 438万8, 222円の黒字となりました。

詳細については予算決算常任委員会で改めて説明させていただきますが、今回の決算の成果を踏まえ、新たな行政課題を発見し、さらに住民の皆様の行政需要を見きわめた上で、細心の注意を払った財政運営を行っていく所存でございます。

議員各位におかれましても、特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で認定第1号の提案理由の説明を終わります。

**議長（三浦利雄君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員から監査結果の報告を求めます。監査委員  
小林利雄君。

（監査委員 小林利雄君 登壇）

**監査委員（小林利雄君）** 地方自治法第233条第2項の規定により、平成23年度鳴沢村一般会計並びに特別会計の決算審査を歳入歳出決算書、財産関係書類、主要施策の成果及び予算の執行実績報告書により、各所管課長等から説明を受ける方法により平成24年9月4日及び5日に実施し、審査いたしました結果を鳴沢村監査委員条例第8条の規定により意見書として作成し、村長に提出いたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成23年度鳴沢村普通会計財政健全化比率及び平成23年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の審査も行い、同法の規定による意見書をあわせて村長に提出いたしました。

詳細につきましては、報告書を既にお手元に配布しておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

以上で決算審査結果の報告を終了します。

**議長（三浦利雄君）** 以上で監査結果の報告を終わります。

ただいま議題となっております認定第1号については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

---

◎日程第7 議案第35号鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議長（三浦利雄君） 次に、日程第7、議案第35号鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定める件について議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。  
（総務課長 渡辺千秋君 登壇）

総務課長（渡辺千秋君） 議案第35号鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定める件について提案理由をご説明申し上げます。

骨髓を提供する場合に加え、末梢血幹細胞を提供する場合にも休暇を取得できるよう、職員の勤務時間、休日及び休暇の一部を改正する人事院規則が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正内容としましては、別表第1、第14条関係、特別休暇の基準内、骨髓提供休暇を骨髓等提供休暇に改めるものであります。

附則として、この条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で議案第35号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）



**議長（三浦利雄君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦利雄君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦利雄君）** 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦利雄君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

**◎日程第8 議案第36号鳴沢村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定める件**

**議長（三浦利雄君）** 日程第8、議案第36号鳴沢村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定める件について議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

（福祉保健課長 渡辺一博君 登壇）

**福祉保健課長（渡辺一博君）** 議案第36号鳴沢村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定める件について提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、山梨県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱が改正されたことに伴い改正を行うものであります。

改正内容につきましては、年少扶養控除等が廃止されたことによる影響をなくすため、改正前の第4条に第2項を追加し、年少扶養控除等があったものとみなして、助成対象者の判定を行うものであります。

また、附則として、山梨県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱に準じて、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用するものであります。

以上で議案第36号の提案理由の説明を終わります。

**議長（三浦利雄君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦利雄君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦利雄君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦利雄君）** 討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦利雄君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案の

とおりに決定しました。

---

◎日程第9 議案第37号鳴沢村老人医療費助成金支給条例  
を廃止する条例を定める件

議長（三浦利雄君） 日程第9、議案第37号鳴沢村老人医療費助成金支給条例を廃止する条例を定める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。  
(住民課長 渡辺安司君 登壇)

住民課長（渡辺安司君） 議案第37号鳴沢村老人医療費助成金支給条例を廃止する条例を定める件について提案理由をご説明申し上げます。

山梨県単独老人医療費助成制度が平成25年3月31日をもって廃止されるため、所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、2ページをご覧ください。

鳴沢村老人医療費助成金支給条例、昭和46年鳴沢村条例第5号は、廃止する。

附則として、施行期日、平成25年4月1日とするものであります。

経過措置、第2項、この条例の施行日前にこの条例による廃止前の鳴沢村老人医療費助成金支給条例第4条第3項の規定により受給者証の交付を受けている者が施行日前に受けた療養に係る医療費の助成については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

この内容は、施行日前の医療費助成が条例施行後も適用されるものです。

第3項、施行日の前日において現に旧条例第4条第3項の規定により受給者証の交付を受けている者が施行日から平成27年

3月31日までの間に受けている療養に係る医療費の助成については、この条例の施行後もなお従前の例による。

この内容は、現在68歳の方もいるので、平成27年3月31日までの2年間は条例施行後も適用されるものです。

第4項、前項の規定にかかわらず、施行日以後既認定対象者が同項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第3条の対象者に該当しなくなったときは、その該当しなくなった日の属する月の翌月以後に既認定対象者が受ける療養については、医療費を助成しないものとする。

この内容は、68歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日までの方までが対象となり、それ以後の方は助成しないものです。

以上で議案第37号の提案理由の説明を終わります。

**議長（三浦利雄君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦利雄君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦利雄君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦利雄君）** 討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長 (三浦利雄君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

**◎日程第10 議案第38号山梨県後期高齢者医療広域連合  
規約の変更について**

**議長 (三浦利雄君)** 日程第10、議案第38号山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。  
(住民課長 渡辺安司君 登壇)

**住民課長 (渡辺安司君)** 議案第38号山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更について提案理由をご説明申し上げます。

住民基本台帳法の一部改正に伴い、外国人登録制度が廃止され、外国人登録原票が閉鎖されたことから、山梨県後期高齢者医療広域連合の規約の一部を改正するため、所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、2ページをご覧ください。

規約の17条関係の別表第2の備考の第1項、第2項にある「及び外国人登録原票」を削除するものであります。

なお、附則として、施行期日、第1項、この規約は関係市町村の協議が調った日からの施行となります。

経過措置、第2項、この規約による改正後の山梨県後期高齢者医療広域連合規約別表第2の規定は、平成25年以降の年度分の負担金について適用し、平成24年度分までの負担金については、なお従前の例によるものであります。

以上で議案第38号の提案理由の説明を終わります。

**議長 (三浦利雄君)** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長 (三浦利雄君)** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長 (三浦利雄君)** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長 (三浦利雄君)** 討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長 (三浦利雄君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第11 議案第39号平成24年度鳴沢村一般会計補正予算(第3号)

◎日程第12 議案第40号平成24年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

◎日程第13 議案第41号平成24年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

**議長 (三浦利雄君)** 日程第11、議案第39号平成24年度鳴沢村一般会計補正予算(第3号)から日程第13、議案第41号平成24年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)までの3件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

(村長 小林 優君 登壇)

**村長（小林 優君）** 議案第39号平成24年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）から、議案第41号平成24年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）までの3件につきまして提案理由をご説明申し上げます。

平成24年度の各会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するものとして新たに4,104万1,000円を追加し、一般会計並びに特別会計予算総額を24億5,404万1,000円とするものであります。

歳出の主な事業は、簡易水道事業特別会計繰出金744万5,000円、村道改良事業589万8,000円、感染症予防事業127万4,000円、国民健康保険特別会計繰出金115万4,000円などで、これらの事業実施に係る財源として、国庫支出金などの特定財源889万5,000円、繰越金などの一般財源3,214万6,000円などを見込んでおります。

なお、今回提出させていただいた補正予算を含む平成24年度予算と、平成23年度から平成24年度に繰越明許させていただいた予算の総額は24億8,673万6,000円となります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれてましても、特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第39号から議案第41号までの提案理由の説明を終わります。

**議長（三浦利雄君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号から議案第41号までの3件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

---

議長（三浦利雄君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。  
お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は9月11日から13日までの3日間休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。したがって、本会議は9月11日から13日までの3日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、本会議は9月14日午後3時20分から再開いたします。  
本日はこれをもって散会いたします。  
ご苦労さまでした。

散会 午前11時14分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年9月10日

議会議長

署名議員

署名議員





平成24年9月14日再開

1、出席議員

1番 佐藤博水	2番 小林昭一
3番 小林利雄	4番 渡辺久男
5番 渡辺泉	6番 渡辺政司
7番 渡辺明雄	8番 小林茂澄
9番 田中稔	10番 三浦利雄

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林三郎 総務課長 渡辺千秋  
税務課長 三浦寿得 企画課長 渡辺重夫  
福祉保健課長 渡辺一博 住民課長 渡辺安司  
振興課長 渡辺伸一 会計管理者 佐藤政中

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 渡辺 寛

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸般の報告  
日程第3 認定第1号平成23年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件  
日程第4 議案第39号平成24年度鳴沢村一般会計補正予算(第3号)  
日程第5 議案第40号平成24年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
日程第6 議案第41号平成24年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

- 日程第 7 同意第 2 号鳴沢村教育委員会委員の任命について  
同意を求める件
- 日程第 8 発議第 1 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫  
負担制度拡充を求める意見書の提出に  
ついて
- 日程第 9 請願第 1 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫  
負担制度拡充を図るための請願
- 日程第 10 一般質問
- 日程第 11 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午後 3 時 2 0 分

**議長（三浦利雄君）** 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

---

### ◎日程第 1 会議録署名議員の指名

**議長（三浦利雄君）** 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 115 条の規定により、田中 稔君、佐藤博水君を指名いたします。

---

### ◎日程第 2 諸般の報告

**議長（三浦利雄君）** 日程第 2、諸般の報告を行います。

平成 24 年第 2 回定例会以降に開かれました一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。

報告者は自席にて報告を行ってください。鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、8 番 小林茂澄君。

**8 番（小林茂澄君）** 8 番 小林茂澄。

平成 24 年鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会第 2 回定例会についての報告をさせていただきます。

平成 24 年 6 月 28 日午後 4 時より招集され、第 2 回定例議会が行われました。

議員 16 名と、会議事件説明のために執行部 2 名の出席がありました。

会議事件は 3 件で、内容としましては、委員会の所属について、部分林委員会の委員長に大嵐選出の渡辺栄治氏が選出されました。

平成24年度一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について、歳入歳出に1,425万3,000円を追加するもので、承認されました。主なものは前年度繰越金から予備費に充当となります。

平成24年度富士スバルライン沿線美化推進協力会会計補正予算（第1号）について、歳入歳出に548万5,000円を追加するもので、承認されました。主なものは前年度繰越金から予備費に充当となります。

また、組合長の報告で、5合目トイレの改修工事に伴い、当恩賜林への契約変更として、4合目賃借料の減額、年額82万円を16万円に、樹海台の賃借料の減額、7万3,000円を1万5,000円に、また5合目トイレの管理委託を194万円を受けた旨の報告がありました。

以上で鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告を終了いたします。

**議長（三浦利雄君）** 河口湖南中学校組合議会、2番 小林昭一君。

**2番（小林昭一君）** 2番 小林昭一。

河口湖南中学校組合議会についての報告をさせていただきます。

平成24年第2回河口湖南中学校組合議会臨時会が7月9日午後2時30分より招集され、会議が行われました。

議員14名と、会議事件説明のために組合長渡辺凱保富士河口湖町長をはじめ、事件説明のために執行部7人の出席がありました。

本会議においては、まず会議が9日、1日間と決定されました。

会議に先立ち、議員の交代の報告がありました。渡辺正勇氏に替わり、渡辺栄治氏となりました。

また、議長の辞職願の提出があり、新議長に渡辺元春氏が推薦され、選任されました。

会議事件は5件で、内容としましては、河口湖南中学校普通教室棟改築工事（建築主体工事）請負契約締結についての件、内容は、一般競争入札により、富士急建設・コバヤシ工業・梶原工業所、河口湖南中学校普通教室棟改築工事（建築主体工事）共同企業体と8億8,725万円で請負契約を締結する旨。

次に、河口湖南中学校普通教室棟改築工事（電気設備工事）請負契約締結についての件、内容は、一般競争入札により、井出電気、佐野電工、河口湖南中学校普通教室棟改築工事（電気設備工事）共同企業体と8,778万円で請負契約を締結する旨。

次に、河口湖南中学校普通教室棟改築工事（機械設備工事）請負契約締結についての件、内容は、一般競争入札により、一水工業・渡辺工業所・小佐野設備、河口湖南中学校普通教室棟改築工事（機械設備工事）共同企業体と2億1,630万円で請負契約を締結する旨。

次に、平成24年度河口湖南中学校組合一般会計補正予算の議定について、内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億3,400万9,000円とする旨。また、一時借入金の借り入れの最高額に2億2,000万円を追加し、一時借入金の借り入れの最高額を2億7,000万円とする旨。

次に、監査委員の選任に同意を求める件、内容は、監査委員の辞職により1名の方が選任されました。富士河口湖町大嵐、渡辺晴夫氏です。

いずれも原案とおり可決され、最後に一般質問が行われました。

以上で河口湖南中学校組合議会についての報告を終了いたします。

**議長（三浦利雄君）** 富士五湖広域行政事務組合議会、4番 渡辺久男君。

#### 4番（渡辺久男君） 4番 渡辺久男。

富士五湖広域行政事務組合臨時議会について報告させていただきます。

平成24年7月19日午後2時30より招集され、会議が行われました。

出席者は、議員18名と、会議事件説明のために事務局、執行部、理事の出席がありました。

本会議において、会期は19日、1日間と決定し、選挙第1号は、忍野村の湯山 央君が副議長に当選されました。

選任第2号は議会運営委員の補欠選任と、選任第3号は常任委員の補欠選任が行われ、報告第2号は専決処分報告、一般会計補正予算は、歳入歳出をそれぞれ3,024万円の減額補正、報告第3号も専決処分報告で、富士五湖聖苑特別会計補正予算、歳入歳出それぞれ432万7,000円を減額補正、いずれも承認されました。

議案第11号火災予防条例の改正、議案第12号平成24年度一般会計補正予算、議案第13号財産の取得、高規格救急自動車一式、価格は1,672万6,200円、議案第14号、やはり財産の取得で、化学消防ポンプ自動車一式、価格は5,911万5,000円、いずれも原案のとおり可決されました。

選挙第2号において、富士河口湖町の渡辺喜久男君が議会議長に当選されました。

続きまして、富士五湖広域行政事務組合第3回定例会について報告させていただきます。

平成24年8月21日午後2時30分より招集され、会議が行われました。

出席者は、議員17名と、会議事件説明のために事務局、執行部、理事の出席がありました。

会期は、21日の1日間と決定し、議案第15号平成23年度富士五湖広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、議案第16号平成23年度富士五湖ふるさと振興整備事業特別会計決算認定について、議案第17号平成23年度富士五湖聖苑特別会計決算認定についての3件は、決算特別委員会に付託され、審査の結果認定され、本会議でも原案のとおり認定されました。

選任第4号議会運営委員の選任、選任第5号議会常任委員の選任は、いずれも選任されました。

以上で富士五湖広域行政事務組合議会の報告を終了いたします。

**議長（三浦利雄君）** 山梨県後期高齢者医療広域連合議会、8番  
小林茂澄君。

**8番（小林茂澄君）** 8番 小林茂澄。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成24年第1回臨時議会についての報告をさせていただきます。

平成24年7月5日午後2時より招集され、会議が行われました。

議員23名と、会議事件説明のために広域連合長堀内 茂君をはじめ、事件説明のために執行部及び事務局10名の出席がありました。

会期は、7月6日当日限りと決定されました。

会議事件は4件で、内容としましては、山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任についての件、甲斐市及び道志村の議員が入れ替えのため同地域の議員が選任されました。

平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,980万7,000円を増額し、それぞれ5億8,296万円とするものです。主なものは特別会計への繰出金です。



平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億466万7,000円を増額し、それぞれ929億5,873万円とするものです。主なものは標準システムの変更に伴うものになります。

山梨県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について同意を求めることについての件、山中湖村の公平委員の逝去によりまして、新たに梶浦清春氏が選任同意されました。

以上で山梨県後期高齢者医療広域連合議会の臨時会についての報告を終了いたします。

**議長（三浦利雄君）** 以上で諸般の報告を終わります。

---

**◎日程第3 認定第1号平成23年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件**

**議長（三浦利雄君）** 日程第3、認定第1号平成23年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 田中 稔君。

（予算決算常任委員長 田中 稔君 登壇）

**予算決算常任委員長（田中 稔君）** 9番 田中 稔。

今定例会初日において、予算決算常任委員会に付託された認定第1号平成23年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件について、その審査経過と結果についてご報告いたします。

9月10日及び11日、2日間にわたり開催された予算決算常任委員会において付託事件の審査を行いました。委員各位には熱心なご審議を賜り、長時間にわたり精力的に日程を消化して

いただいたことを改めて感謝申し上げる次第でございます。

付託事件の審査の方法は、一般会計は歳入を一括し、歳出については予算科目ごとに、特別会計については各会計ごとに歳入歳出を一括し、事業ごとの目的や実績・成果、課題・問題点、今後の方針を含めた具体的な計画の説明を受け、これに対し、それぞれの質疑を行う方法により審査を進めました。

各委員から多くの提言及び指摘、要望がありましたが、その質疑内容につきましては、議員全員が委員であり、ご承知のことと思いますので、詳細についての報告は省かせていただきます。

なお、村当局におかれましては、事業を実施してただ終わるのではなく、事業の目的を明確にし、実績や成果を把握し、課題・問題点を抽出し、次年度以降の計画に活かすというサイクルを確立していただき、村民の福祉の向上に寄与していただけるよう努力をお願いするものであります。

結びになりますが、審査を行った結果、本委員会に付託された認定第1号について、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

**議長（三浦利雄君）** 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員をもって構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦利雄君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦利雄君）** 討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は認定であります。認定第1号は委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（三浦利雄君）** 起立全員です。したがって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定しました。

---

◎日程第4 議案第39号平成24年度鳴沢村一般会計補正  
予算（第3号）

◎日程第5 議案第40号平成24年度鳴沢村国民健康保険  
特別会計補正予算（第2号）

◎日程第6 議案第41号平成24年度鳴沢村簡易水道事業  
特別会計補正予算（第2号）

**議長（三浦利雄君）** 日程第4、議案第39号平成24年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）から、日程第6、議案第41号平成24年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）までの3件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 田中 稔君。

（予算決算常任委員長 田中 稔君 登壇）

**予算決算常任委員長（田中 稔君）** 今定例会におきまして予算決算常任委員会に付託された議案第39号平成24年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）から、議案第41号平成24年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）までの3議案につきまして審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げ

げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、本日午後1時15分に再開し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された補正予算3議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

**議長（三浦利雄君）** 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけではありますが、予算決算常任委員会は議員全員をもって構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦利雄君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦利雄君）** 討論なしと認めます。

これより議案第39号から議案第41号までの3件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。議案第39号から議案第41号までの3件は委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（三浦利雄君） 起立全員です。したがって、議案第39号平成24年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）から、議案第41号平成24年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）までの3件については原案のとおり可決することに決定しました。

---

◎日程第7 同意第2号鳴沢村教育委員会委員の任命について同意を求める件

議長（三浦利雄君） 日程第7、同意第2号鳴沢村教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。  
（村長 小林 優君 登壇）

村長（小林 優君） 同意第2号鳴沢村教育委員会委員の任命について同意を求める件についてご説明申し上げます。

教育委員の小林宗堅氏が今月30日をもって任期満了となることにつき、後任としまして、鳴沢村2167番地1、渡辺邦男氏を任命したいと思います。

ご存じのように、教育、学術及び文化に関し、優れた識見を持ち適任と認められますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。ご審議の上、同意くださいますようお願いいたします。

議長（三浦利雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

この際、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略す

ることに決しました。

これより同意第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(三浦利雄君)** 起立全員です。したがって、同意第2号鳴沢村教育委員会委員の任命について同意を求める件は同意することに決しました。

---

**◎日程第8 発議第1号30人以下学級実現、義務教育費国  
庫負担制度拡充を求める意見書の提  
出について**

**議長(三浦利雄君)** 日程第8、発議第1号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提出者から提案理由の説明を求めます。4番 渡辺久男君。

(4番 渡辺久男君 登壇)

**4番(渡辺久男君)** 発議第1号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

日本はOECD諸国に比べ、1学級当たりの児童・生徒数や教員1人当たりの児童・生徒数が多くなっています。一人一人の子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。

文部科学省が実施した今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集では、約6割が小・中・高校の望ましい学

級規模として26人から30人を挙げています。このように保護者も30人以下の学級を望んでいることは明らかであります。

新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。また、暴力行為や不登校、いじめなど、指導面の課題が深刻化し、障がいのある児童・生徒や日本語指導など、特別な支援を必要とする子どもが顕著にふえています。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることは憲法上明記されています。しかし、教育予算については、GDPに占める教育機関への公財政支出の割合はOECD加盟国の中で日本は最下位となっております。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫しているとともに、非正規雇用者の増大などに見られるように教育条件格差が生じています。将来を担い社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。

こうした観点から、国の関係機関へ次の事項を実施するよう要望するものであります。

1、少人数学級を推進すること。具体的学級規模はOECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下の学級とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

3、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、内閣

官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し意見書を提出しようとするものであります。ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

**議長（三浦利雄君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦利雄君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦利雄君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦利雄君）** 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦利雄君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第9 請願第1号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願

**議長（三浦利雄君）** 日程第9、請願第1号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願についてを議題といたします。

本件については、既に同一趣旨の発議第1号が可決され、その



趣旨が達成されておりますので、みなし採択とすることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長（三浦利雄君）** 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり採択されたものとみなします。

---

### ◎日程第10 一般質問

**議長（三浦利雄君）** 日程第10、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

佐藤博水君から、鳴沢村防災訓練の改善と評価、今後の施策についての質問を許します。1番 佐藤博水君。

**1番（佐藤博水君）** 1番 佐藤博水。

鳴沢村防災訓練の内容等の改善及び評価、今後の施策について、村長さんにお伺いします。

今月2日、鳴沢村防災訓練が実施されましたが、去年は役場職員による避難所の設営・運営が、今回は被災を想定しての共助、自助ということで、正副防災リーダーの設営と運営に変わりました。事前に打ち合わせ会を1度開催していただいたわけですが、ほとんどの参加者は十分な内容の把握もされず、その場限りの成り行き訓練だったというふうな実感でございます。

去年の9月の定例会の答弁にもありました、より現実に即した訓練となるよう見直された点、どんな事案が検討され、実施されたのでしょうか。

村を挙げての防災訓練のわけで、事前の説明会も、防災担当者だけの出席でなく、当然担当課長も出席し、区の役員や正副防災リーダーに参加、協力をお願いすべきだと思います。

また、死者最大32万人、南海トラフ巨大地震の被害想定を知周知を図るために開催されました県説明会に9市町村しか出席し

なかった状況が新聞に大きく報道されましたが、鳴沢村が欠席した理由は何だったんでしょうか。防災に関する事案はもっと重要視していただきたい、こんなふうに思います。

さらに、前回お願いした見やすいマニュアル、任務内容の確認、訓練と本番の相違点、案内看板の設置や誘導、安否カードの記載方法と拡大案内、防災訓練終了後の参加者によるアンケート等の対処や改善策は検討されたのでしょうか。

今回、防災リーダーを担当させていただきましたが、参加の割り当てがなされた旨の文書だけによる参加依頼方法、防災リーダーが山道ホールへ集合することの意味、小学校体育館へ到着してからの避難所を開設する手際の不備、この辺が強く感じられました。

有事の際は、てきぱきとすることが最重要でございます。既に他町村では実施されているところもあるようですが、自主防災組織の指導者としてのボランティア、減災リーダーの養成と委嘱、元消防や自衛隊職員等の防火プロによるポスの設置、緊急時の体制づくりや地域全体の防災意識の充実、定期的な救急救命法や応急処置法等の講習会の実施、現在、形ばかりで機能していない正副防災リーダーの委嘱と訓練による意識改革、宿泊型防災訓練の実施等、今回の防災訓練を通じて、避難所近くに防災倉庫を設置し、区役員や防災リーダーが合い鍵を所持し、有事のときには即時に避難所が設営され、運営できるようにすることが大変重要であると思いますが、村のお考えをお伺いいたします。

**議長（三浦利雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 佐藤博水議員の質問についてお答えいたします。

本村の防災訓練は、平成20年度より実施し、当初は防災訓練

自体を住民へ根づかせるところからスタートを行い、自主防災会や防災ボランティア、日赤奉仕団、役場職員から反省点のアンケートを行いました。

アンケートの意見で、災害を知っていただいて防災意識の向上を図ったほうがよいという点や、現実に沿った形で訓練していったほうがよいという反省点が出てきました。そのため、昨年からは講演や体験なども取り入れて実施しておるところでございます。

また、現実に沿った形での訓練では、実際の有事の際、応急仮設住宅などの設置までは、避難住民の生活拠点は避難所になるので、避難所の運営は被災時の住民の生活にとって非常に重要なことでもあります。

有事の際の役場職員の事務は、救援者や保健、道路などのハード面、国や県などへの対応の協議などを行うため、避難所業務に従事できる役場職員はごく少数になると思われまますので、今回、自主防災会の防災リーダーにメインになって避難所の設営から運営までを行っていただきました。

4回目の防災訓練であり、住民意識の啓発や訓練の内容面においても検討すべき点は多々あると思います。これも村民3, 200人ばかりの村であります。防災リーダー等をお願いするにも、区の役員等を兼ねてお願いしているわけでございます。そんな点から、全部の組をお願いするというわけにもいきませんので、今回は組を選んで実施していただきました。

また、本村では、東日本大震災などの大規模災害を受け、本年度、地域防災計画を全般的に見直す予定でありますが、国の防災基本計画が9月6日に改訂され、これに関わる山梨県防災計画も再度、今年度改訂される見込みとなっております。

地域防災計画は、国や県の防災計画に沿い、あわせて本村の特

異性も組み込み計画するものですが、地域の実情を踏まえた防災計画を、国や県のほか、現在検討中の富士山噴火災害における広域避難等も盛り込み、実動的な計画にしたいと考えております。

また、その計画策定後には、広報などで住民周知を行うほか、新しい地域防災計画に沿った防災訓練を行い、住民周知を図りたいと考えています。

次に、減災ボランティア等ですが、減災ボランティアについては、本村では、広報や防災行政無線で実施しているので、現状では必要性は薄いと考えております。

この前の県の説明会に出席できなかった件はどのようなことか、この後総務課長に答弁していただきます。

また、防災プロの設置は、平成24年度より、富士吉田市は旧自衛官、忍野村では旧富士五湖消防本部のOBを配置しています。このように専門官を設置している自治体もありますが、本村ではポストの設置は考えておりません。

防災ボランティアや消防団、役場職員には救命処置等講習会やAEDの講習会を実施しています。救命講習は所要時間が3時間と長く、教える署員数にも限りがあるため、防災訓練での実施が難しかったようですが、今後は自主防災会ごとの防災訓練となれば、実施できるのではないかと考えております。

防災リーダーへの委嘱及び意識啓発ですが、取り組む姿勢からも、初めの防災訓練のときよりは防災リーダーの防災意識は上がっていると思われませんが、実際の有事の際には、自分たちで避難所の開設や運営を行わなければならないと本気で考えている防災リーダーはまだそれほど多くはないように見え、今後の課題と思われれます。

本来、防災リーダーの委嘱は各自主防災会からであり、村から

の委嘱ではありませんが、意識改革のために、自主防災会長から防災リーダーへの委嘱状の交付は有効だと思います。また、県の出張講座などを活用し、防災リーダーの意識啓発に努めたいと考えます。

宿泊型防災訓練については、今年度、甲府市や大月市、富士吉田市では宿泊型防災訓練を実施し、住民が参加しました。

本村でも、平成20年度に予定しましたが、担当職員のほか少数の申し込みのみとなり、実施しませんでした。今後、防災訓練を自主防災会で実施することになれば、より住民に身近な防災訓練となり、宿泊型の防災訓練も検討する意義があると思います。

最後に、避難所の近くに防災倉庫を設置等する考えですが、防災倉庫には食料品のほか、防災資機材が入っていますが、現在、村内に2ヶ所ある防災倉庫には防災資機材のみが入っており、食料品などは総合センターと大田和公民館の中にありますので、今後は別荘地等への設置も検討していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

**議長（三浦利雄君）** 総務課長。

**総務課長（渡辺千秋君）** 会議の関係ですけれども、県の担当者に通知が来たときに確認しました。その内容が、津波が主な内容だという確認をさせていただきました。それで、担当者と協議した結果、資料の提供のみで今回のその会議はいいじゃないかというふうなことで、それでは資料の提供をしてもらったらということで、送ってもらうようにしました。

それで、そのときは防災訓練の準備等もありましたので、そういう判断したわけですが、きっと欠席した他の自治体も、同じく県の担当者のほうへ確認していると思います。それで、このような欠席した市町村のほうが多くなっているじゃないかと自

分は思っておりますけれども。

以上です。

**議長（三浦利雄君）** 1番 佐藤博水君。

**1番（佐藤博水君）** いろいろな対応、ありがとうございます。

先程の県の説明会ですけれども、やはり重要だということで、地震もあるわけですので、ぜひその辺も参加して、いろいろな意見を聞いて対応していくのが必要じゃないかなというような気がしました。その辺もまた、各市町村でまた話し合っ、県とも相談できるようにしていただければと、このように思います。

それから、細かいマニュアルというのはこれからも続いていくと思いますけれども、今回準備していただいた資料等については、マニュアルも非常に字が細かくて見にくいということで、組のほうの正副防災リーダーさん、それから組長さん等も来たわけですけれども、なかなか字が見えないというようなことで、ちょっと苦労していたようでした。その辺も検討していただければありがたいと思います。

それから、ちょっとわかりやすいようにということで、色分けをして印刷してくれたと思うんですけれども、色弱者にはかえってわかりにくいというふうなことも思いました。

ぜひそんなこともあるかと思しますので、その辺も含めてしていただければありがたいと思います。

それから、マニュアルの中に訓練用、本番用の任務がどうだということが記載されていたわけですけれども、訓練用と本番用、こういうところが違いますよというようなことをちょっと説明を加えていただければ、参加する人も非常にわかりやすいんじゃないかなというふうに思います。

それから、防災倉庫の関係ですけれども、もっとわかりやすく

説明すればよかったですけれども、簡単にその避難所へ設定するものだけ用意する。例えば、ブルーシートだとか、案内をする誘導看板だとか、あるいは記載するときに、大きいこういうものだとか、そういうものを置いておきますと、簡単にそこからだれでも出して、避難所がしっかり設営されるんじゃないかなというふうに感じました。

それから、安否カード等につきましても、非常に記入しにくかったということで、先ほども話をしましたけれども、字が細か過ぎて見えない。そして、記入するところが狭過ぎる。なかなかあそこへ参加した人は、見てご承知だと思いますけれども、ある程度高齢者ということで、なかなか書き入れが容易でなかったというふうな意見がありました。

それから、いろいろ記入するところに不備がありました。ぜひ検討していただければありがたいと思いますけれども、例えば安否カードに組名を記入するところはなかったんですけれども、組ごとにまとめろとか、あるいは健康等のお伺いのところ、あるいは安否カードのほうには生年月日、それから集計のほうには年齢というふうなことで、非常にやりにくかったというような気がします。

また、これは県等の方法に沿ってそう分けたと思いますけれども、それにつきましても、またこういう準備、安否カード等の準備をすると思いますので、その辺も含めて実施していただければ大変ありがたいと、このように思います。

それから、アンケートですけれども、せっかく参加していただいたんですので、そこら辺、実際に避難してきて、参加した人にもアンケートをとっていただいて、より皆さんがやりやすい、実際に即した訓練ができるように検討していただければと、このように思います。

それから、組の割り当てというふうなことで、私どもの組のほうは割り当てがありました。防災係のほうから呼びかけの文書をつくっていただいて、個々にお配りしていただいて、申し込むようにということであったわけですがけれども、本当に恥ずかしい話でございますけれども、私の組は1名も参加がありませんでした。

その結果を総務課の防災担当者に、1名も参加がないけれども、呼びかけをどうするのかというようなことをお伺いしました。

総務課の防災担当者は、申し込みがないんだからいいですよというふうな簡単なこういう返答だったわけですがけれども、この返答を聞いて、僕はがっかりしました。

去年、副防災リーダー、今年は防災リーダーということで仰せつかっているわけですがけれども、その役目として、一言でも呼びかけて、1人でも2人でも多くの方が参加していただければ、より有効だった訓練になるんじゃないかな、こういうような気がしました。

それから、先ほどの防災倉庫に避難所の設置の詳細図などもその辺に置いておけば、何をどうするだということがすぐわかる、このようにも感じました。

それから、ブルーシートを敷くんだけれども、どこにあるのかわからないということもありました。

それからまた、天候によって、ブルーシートの敷き方が違うとか何とかということを経験の職員に言われましたけれども、要するに床の保護というようなことでブルーシートを敷くんだと思いますけれども、どんな敷き方でもいいじゃないかなと。

できればそういうマニュアルみたいなものをして、近くへそういうものを、いつでもそういうもの、防災リーダーが行って、鍵をパッパと開けられるようにしていただければ非常にありが



たいな、このように感じました。ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

以上です。

**議長（三浦利雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 佐藤博水議員さんには、防災リーダーとしての防災訓練に忙しい中出席いただきまして、また気づいた点等ご提言いただきまして、まことにありがとうございます。

鋭意努力する所存であります。予算との関係もありますので、これからいろいろな皆様のご協力をいただきたいと思います。

以上です。

**議長（三浦利雄君）** 1番 佐藤博水君。

**1番（佐藤博水君）** 1番 佐藤博水。

ぜひ、何回も言いますけれども、本当に重要なことということですので、予算も関係すると思えますけれども、よろしくご対応をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

**議長（三浦利雄君）** これにて佐藤博水君の一般質問を終わります。

次に、レトロバスの村内運行ルートの新設についての質問を許します。6番 渡邊政司君。

**6番（渡邊政司君）** 6番 渡邊政司。

レトロバスの村内運行ルートの施設について、村長に質問いたします。

道の駅なるさわの直売所では、地元でとれた新鮮な野菜が販売され、農家の大切な収入源、お年寄りの健康づくり、農地の有効活用にもつながっています。

昨年は震災の影響で、初夏のころまで観光客の減少が見られましたが、今年は震災のあった平成23年度よりさらに観光客が少なく、売り上げも落ち込んでいます。免許証を返納した高齢

者や自家用車を持たない若者が増えているようにも感じます。早急に車を持たない観光客を増やし、道の駅の売り上げと農家の収入を維持する必要があります。

来年、富士山の世界文化遺産登録がされれば、観光客の増加が期待できます。特に、外国人はバスを使つての観光が多く、レトロバスを運行することにより、富士河口湖町からの観光客の増加と村民の買い物、通院等の利便性の向上も期待できます。

住んで、生活しやすい村の実現を目指して、レトロバスの運行ルートの延長・新設をお願いします。

富岳風穴まで来ている西湖・青木ヶ原線のレトロバスを鳴沢氷穴、道の駅までルート延長はできないでしょうか。

既存の路線バスでは、病院や大手スーパーへの買い物に時間がかかり、利用する方も少ないと思います。鳴沢村からビジターセンターまでのバイパスルートを追加して、利便性を上げることはできないでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

**議長（三浦利雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 渡邊政司議員の質問にお答えいたします。

私もレトロバスが風穴まで来たときに、富士急行の堀内社長に、氷穴、道の駅を回って、バイパスを帰ったほうが、時間もかからないし、燃料の節約になるんじゃないかというようなお願いをした経緯もあります。これは、富士河口湖町を含む中で、町でも補助しているということで、断られた経緯があります。

富士急山梨バスがレトロバスを運行しているわけですが、現在、浅川・大石方面・山梨赤十字病院などを回る河口湖周遊レトロバス、また河口湖南岸の勝山・長浜方面及び西湖畔・富岳風穴などを回る西湖・青木ヶ原周遊レトロバスの2路線があり、それぞれ1日7回から8回往復しているようでございます。

このレトロバスの運行については、車両購入費用と運行経費に対して富士河口湖町より補助金が出されており、昨年度までの5年間は年額300万円で合計1,500万円、そして今年度からは赤字額分の補助を実施すると伺っております。そのほか、町の観光連盟も補助を行っているようですが、この金額は明確ではありません。

また、政司議員からのご質問について、富士急山梨バスの本社営業所に尋ねましたが、次のようなご回答をいただきました。

まず、西湖・青木ヶ原レトロバスのルート延長につきましては、既存ルートの変更・延長等は、それに伴い発生するダイヤの乱れを調整することが大変な作業であり、特に風穴から道の駅まで約3キロメートルとかなり距離もあるため、その往復となると、大きくダイヤを乱してしまふ。また、路線図、時刻表などの変更費用や、距離が長くなることに伴う運転手への人件費増など、多額の経費がかかることが予想されますという説明です。

また、既存ルートは、生活路線としても機能しているため、観光客以外の地元の方の利用もあるが、風穴、道の駅間では、そういった利用は見込まれないため、需要の面からも不安な点がある。延長に伴う経費の赤字補てんのために、村から補助金をとという話も当然あり得る。

実際に話を進めていくとなると、鳴沢村と富士急山梨バスだけではなく、富士河口湖町も交えて協議する必要があるので、現段階では何とも言えないが、ハードルが高く厳しいのではないかというようなことでした。

また、延長を実現させること自体困難を伴い、それが実現したとしても、導入経費や運営赤字を補うために補助金を支出し続けなければならないことが予想され、それに見合うだけの効果が明確に見込めない状況では、延長ルートの要望は見送らざる

を得ないと考えております。

また、鳴沢村からビジターセンターまでのバイパスルートの追加についても、富士急山梨バスの見解としては、やはり需要面からみて、赤字路線になってしまうことが予想されるため、導入は非常に難しいとのことでした。

先ほどのレトロバスルート延長もそうですが、両方に共通して言えることは、費用対効果の面から見て、事業者としては、当該路線の延長や追加は困難であるということになりますが、かといって村がそれを補うだけの補助を支払い続けることも、今の村の財政事情を考えると、非常に厳しいことであると考えております。

しかし、政司議員のおっしゃるとおり、マイカーを利用しない観光客の誘致や車を持たない方の生活支援を考えた新しい公共交通は、今後も検討していく必要があると思いますので、よい方策があれば、またご教授いただければありがたいと思っております。

以上で、結果はこのような状況ですので、ご理解のほどお願いして、これからの研究課題とさせていただきたいと思っております。

以上です。

**議長（三浦利雄君）** 6番 渡邊政司君。

**6番（渡邊政司君）** 6番 渡邊政司。

ご説明ありがとうございます。

延長と、あと新しい路線の新設はなかなか難しいというご回答をいただきました。

今回の定例議会での歳入歳出決算認定では、この件に関しては、現状では交通手段として余り機能していないために、デマンドバス等の新たな公共交通が必要であると書かれております。

現在、鳴沢村の生活路線バスの補助金としましては、285万円計上しているわけでございます。こういった余り使われていないものに対して、こういった金額がまたこれからも必要なのかということと、あと、今、富士吉田市に行くにしても、バイパスを通っている方がほとんどで、旧道を回って行く方はおりませんので、ぜひ、難しいとは思いますが、採算が合うかどうか、その辺をバス会社とも相談して、また近隣の富士河口湖町とも相談しながら、決めていただければと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

**議長（三浦利雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** どうもご提言ありがとうございます。と申しますが、これは学生等が使っているのが主な状況であります。富士河口湖高校などへの通学は自転車で行ったり、親が送り迎えしているようでございますが、違う高校は、駅まで行って、それから電車とか、富士吉田の駅までというような方もおりますし、また緑の休暇村までのバスが出ているわけで、これを全部廃止して、公共の自営のバスというような点もいかなものかと考えておりますので、議会の皆さんもよろしくご検討、ご協議をお願いしたいと思っております。

以上です。

**議長（三浦利雄君）** 6番 渡邊政司君。

**6番（渡邊政司君）** 6番 渡邊政司。

大変難しい問題だと思います。旧道を活用している方もおりますし、学生さんもバスを使っている方もおります。ですから、旧道を廃止するということではなくて、バス会社に頼むのか、それとも村にあるバスを使って実際に運行してみて、利用者がどのくらいいるのかどうか、バイパスルートで検討することも必要ではないかと思えます。そういった形でぜひ検討をお願い

いたします。

**議長（三浦利雄君）** 続いて、村内の各施設に設置しているAEDの管理状況と取り扱い講習の受講者数についての質問を許します。6番 渡邊政司君。

**6番（渡邊政司君）** 6番 渡邊政司。

村内各施設に設置しているAEDの管理状況と取り扱い講習の受講者数について、総務課長に質問いたします。

自動体外式除細動器、AEDに関する実態調査で、AEDを備えつけている県内60施設すべてで機器の管理状態などに不備が見つかったとの報道がありました。日常点検の記録がないといったケースが多く、AEDの管理を改善するよう通知されました。日常点検の記録をつけてないのが約50%、バッテリーなどの表示ラベルが周りから確認できないケースが30%等あります。

パットやバッテリーが期限切れになると、正常に作動しないことがあるといいます。貴重で高価な機器ですが、管理状態が悪ければ、いざというときに人命を救うことができません。

村内の施設に設置しているAEDは、日常点検の記録をつけて管理しているのでしょうか。

一般の人がAEDを取り扱うためには、講習を受けて訓練する必要があります。過去の教育訓練計画と受講状況について報告をお願いいたします。

**議長（三浦利雄君）** 総務課長。

**総務課長（渡辺千秋君）** 渡邊政司議員の質問についてお答えします。

AEDを設置している公共施設は、役場、小学校、勤労青年センター、道の駅なるさわ、なるさわ富士山博物館、鳴沢いきやりの湯、村民体育館、武道館、屋内テニスコート場の計9ヶ所

です。

AEDは、適切な管理を行わなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器であり、日常点検や消耗品の管理が必要不可欠であります。

AEDは、外から目視してバッテリーがあるかないかを確認できるため、各施設の管理人等により定期的に確認していただいております。電極パッド、バッテリー等の消耗品につきましては、レンタル契約に基づいて、使用期限が近づいたら交換品が送られてきますので、使用期限前に交換しています。

また、AEDに万が一異常があった場合は、レンタル契約先に連絡し、早急に使用できる体制をとっておりますが、特に点検記録はつけておりませんので、今後記録簿を作成し、管理の徹底を図っていきたいと考えています。

AEDの取り扱いについては、特に教育訓練計画は立てておりませんが、設置箇所である役場職員や道の駅なるさわ従業員などのほか、スポーツ推進委員や消防団員が定期的に操作方法等を受講しています。

また、先ほどの防災訓練の件で、村長さんの答弁にもありましたが、今後の防災訓練の場でも講習会を開催し、一人でも多くの方がAEDの取り扱いができるようにしていただきたいと考えています。

受講者数ですが、普通救命講習受講者、成人に対する人工呼吸、心臓マッサージなどの心肺蘇生法、AEDの使用法、止血法などの講習で3時間実施するものですけれども、平成17年にスポーツ推進委員が10名、役場職員が1名、平成19年に防災ボランティア9名、役場職員3名、平成20年、役場職員が34名、平成23年、役場職員16名、スポーツ推進委員10名、防災ボランティア9名、消防団員11名、今年度は消防団

員対象に、ロードレース大会前に受講を予定しております。

また、急に倒れたり、窒息を起こした人に対して、その場に居合わせた人が救急隊や医師に引き継ぐまでの間に行う応急手当のことを一次救命処置といいます。平成22年に消防団員25名、平成23年に消防団員17名講習していただいております。

また、JA職員、従業員の方は、定期的にAEDの取り扱いについて、レンタルの業者より受講しているとのこと。

また、小学校に関しては、年に1回、教員とプール当番保護者が講習会を開催しているとのこと。

以上で答弁とさせていただきます。

**議長（三浦利雄君）** 6番 渡邊政司君。

**6番（渡邊政司君）** 6番 渡邊政司。

これから記録をつけていただくということですので、ぜひよろしくをお願いします。

また、防災訓練ですね、講習を予定して、計画してくれているということですので、ぜひ来年度から実施するよう期待いたします。

こういった機器は、いざというときに皆さんが問題なく使えるよう、機器の管理と、今後とも計画的な教育訓練をお願いしたいと思います。

以上です。

**議長（三浦利雄君）** 続いて、村民参加型の公募債によるソーラー発電事業についての質問を許します。6番 渡邊政司君。

**6番（渡邊政司君）** 6番 渡邊政司。

村民参加型の公募債によるソーラー発電事業について、村長に質問いたします。

6月に村長をはじめ役場職員、議員で都留市の小水力市民発電



所の元気くん1号～3号を視察し、自然エネルギーによる環境負荷の軽減を目的に、行政と市民が一緒に取り組み、成果が河川や周辺の環境美化運動にまで波及していることに感動しました。

震災後、原子力発電所の全面廃止の動きもあり、自然エネルギーの重要性はますます高まっています。

山梨県は全国的にも日照時間が長い地域であり、ソーラー発電を計画している企業もありますが、省エネや環境美化に対する村民の意識を高めることも大事なことです。自然豊かな環境に優しい鳴沢村をアピールするためにも、鳴沢村の事業として、ソーラー発電は有効な手段だと考えます。

高齢化による遊休農地の増加や少子化がこの鳴沢村でも進行しています。土地の有効活用と環境負荷の軽減を目的に、村民参加型の公募によるソーラー発電事業等をする計画はありますでしょうか。

**議長（三浦利雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 渡邊政司議員さんの質問にお答えする前に、この村民参加型の公募債によるというのは、村民の皆さんに債を買ってもらって、金を出してもらって、ソーラー発電という考えでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

**村長（小林 優君）** まず参考として、村のソーラー発電に関連する現在の取り組みについて、簡単にご説明申し上げます。

村では、住宅用ソーラーシステムの設備を整備した者に対し、設置費用の2分の1の補助を実施しております。補助金限度額は10万円となっております。平成23年度は10件の補助金申請があり、計100万円の補助を行いました。

この補助制度は、自然エネルギー資源の活用を主な目的として、

平成19年度より実施しており、これまでの補助申請総数は29件となっております。また、設置にあたっては、国や県でも補助制度を実施しております。

さて、ご質問のソーラー発電事業についてですが、震災を契機に、脱原発の世論が高まりつつある中、太陽光など再生可能エネルギーでつくった電気の買い取りを電力会社に義務づける固定価格買取制度が本年7月1日にスタートしたことにより、全国各地でメガソーラー事業が活発化しております。

政司議員のおっしゃるとおり、山梨県は日照時間が長いこともあり、北杜市の市営「北杜サイト太陽光発電所」をはじめ、甲府市、甲斐市、韮崎市などでもメガソーラー建設の動きがあるようです。

メガソーラー建設にあたっては、一般的に発電能力1,000キロワット、いわゆる1メガワットあたり15,000㎡、約4,500坪ほどの広大な用地が必要とされています。遊休農地でこれだけの広さの一団の土地を確保するのは、現実的には不可能であると思われます。

実際に本村にも幾つかの企業からメガソーラー建設の話があり、広大な遊休地の有効活用ということで、日本広販のゴルフ場建設跡地や焼間などの活用も検討いたしました。前者は開発許可の申請の問題、後者は地上権者の取りまとめの問題などがあり、障壁となっております。

また、根本的にメガソーラーの建設用地としては、平たんな更地や南向きの緩やかな斜面が適地とされており、全国的に見て、塩漬けになっている工場用地など、既に造成済みの広大な土地が活用されていることが多いようです。ご承知のとおり、本村にはそのような土地はないようです。

本村で実施する場合は、樹木の伐採を伴う造成を実施する必要

があり、そうなりますと、送電線や鉄塔などの建設費用に造成費も加わることになり、莫大な経費がかかることが予想されます。

ちなみに、富士宮市では、大規模な太陽光パネルは、景観や植生に大きな影響を及ぼすとして、メガソーラー等の建設を抑止する地域を設けると発表しております。本村も慎重な対応が求められるとっております。

このようなさまざまな事情を勘案しますと、メガソーラー事業の実施は現状では困難であろうかと考えております。

以上です。

**議長（三浦利雄君）** 6番 渡邊政司君。

**6番（渡邊政司君）** 6番 渡邊政司。

土地の確保はなかなか難しいことだと思います。ですけれども、焼間のほうですね、昔から畑で使っていたところも、今、放棄地になっているところも何ヶ所か見受けられます。

この鳴沢村は、全国的にも日照時間が長い地域でありまして、投資されたものを早い時期に回収することも可能だと考えます。採算性を試算して、そういった独自のソーラー発電事業が利益になるのかどうか、そういったところを検討だけでもしていただければと思います。

また、この前視察に行きました都留市に関しては、自然エネルギーで発電したものに対しては、グリーン電力証書というのを発行しています。これを企業に売っているわけですが、企業もこれを購入しますと、地球環境に優しい自然エネルギーを活用している企業だとみなされるという利点もあります。ぜひご検討をお願いします。

**議長（三浦利雄君）** 村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** どうもご提言ありがとうございます。ぜひ第

一区民の皆さん、ぜひ焼間の有効活用を検討されるよう努力、またご協力をお願いしたいと思っております。

また、政司議員のところでは広い土地も、広大な土地もお持ちですので、ぜひご協力のほどお願いしたいと思っております。

以上です。

**議長（三浦利雄君）** これにて渡邊政司君の一般質問を終わります。

次に、英語授業時数などの増加についての質問を許します。7番 渡邊明雄君。

**7番（渡邊明雄君）** 7番 渡邊明雄。

英語授業時数など、どの程度増えたかということのご質問をいたします。

子どもの生きる力、知力、体力の向上を目指し平成20年度に施行された新学習指導要領が、小学校では平成23年4月から実施され、1年半経過しています。ゆとり教育から進化し、みずからの生きる力を身につけることを目的にしています。英語教育、理数など授業時数の増加、伝統文化の教育等、成果が出ていると思いますが、英語授業時数など、どの程度増えたか教えてください。

これ、前回も英語の教育をどの程度やっているかということでご質問いたしました。年間8時間か何か、その程度で大丈夫かなというようなちょっと記憶がございしますので、改めて文部科学大臣からこういう指針が出されましたので、実施は23年4月からということですから、まだ新しいことで、国もそういうことを力を入れていると思いますので、鳴沢村の小学校の授業にも、予算を見ましても、英語の教師の費用もだいぶ増えているようですが、この辺の取り組みと、どの程度増えたのか、実態が把握できていたら教えてもらいたいし、今後の取り組みの力強さなんかももしあったら、教えてもらいたいと思います。

議長（三浦利雄君） 教育長。

教育長（小林三郎君） 渡邊明雄議員さんのご質問にお答えします。

平成20年に改訂された学習指導要領が、小学校では平成23年4月から実施されました。この改訂後の指導要領では、授業時間数、それから学習内容等の削減を行ってきたいわゆるゆとり教育とは逆に、内容を増やし、授業時間を増やす教育となっております。

具体的には、小学校では278時間、中学校では105時間、ゆとり教育の時間よりも時間数が増加し、それに伴って、教える内容も、教科書のページ数も増えております。

教科についてみますと、小学校では、時間数の増えた教科は、学年によって違いはありますが、国語、算数、理科、社会、体育の授業時間数が増加しています。

そして、3年生以上の学年にありました総合的な学習の時間数が減少し、5、6年生に外国語活動の時間が新設されました。この時間は、毎週1時間、年間35時間授業をすることになりました。1年生から4年生までは外国語活動の授業をする義務はありませんが、鳴沢小学校では、年間8時間、以前から継続して授業を行っております。

参考までに、中学校のほうは、これも学年によって違いがありますが、時間数の増えた教科は、国語、数学、理科、社会、外国語、体育の時間数が増加し、総合的な学習の時間と選択教科等の時間が減少しています。中学校における外国語の時間数は、各学年とも週1時間増えて、週4時間となりましたので、年間105時間から140時間授業を行うこととなっております。

また教育の成果が出ているのかというご質問がありましたので、それにお答えしますが、今年4月17日に実施されました全国学力・学習状況調査の結果についてお知らせをします。

調査の内容は、小学校では6年生、中学校は3年生の、これは全国一斉ではありませんが、抽出した学校の児童・生徒を対象として実施されました。

山梨県下の小・中学校では129校、全体の学校数の46%にあたる学校がこの検査を受けております。児童・生徒数は7,445人の児童・生徒が参加をしております。

この調査の教科は、国語、それから算数・数学、理科の3教科で実施されました。

教科に関する調査の結果について、その概要を申し上げますと、教科に関する調査の平均正答率というものを全国と山梨県と比べた場合に、ほぼ全国と同等であると。全国並みで、それほど大差はないと、こういうことですが、それから小学校では、理科については全国平均を上回っているけれども、国語、算数については全国平均を下回っているという結果でした。

前回、この調査が平成22年度に実施されています。それと比較すると、国語、算数とも全国の平均との差が縮まっています。相変わらず全国平均よりは下回っているけれども、その差が縮まっているということです。

中学校では、国語と理科は全国平均を上回っています。数学については、問題がA、Bと2種類ありまして、Aの基礎的、基本的な知識・技能が身についているかどうかを見る問題についてですが、これは全国平均を下回っています。けれども、Bの知識・技能を活用することができるかどうかという力を見る問題では、全国平均を上回っているという結果が出ています。

さらに、生活習慣や学習環境等に関する質問紙による回答についてみますと、望ましい状況として、物事に対して粘り強く取り組み、達成感を感じている児童・生徒が多い。学級では、友達同士で話し合っって学級の決まりなどを決め、守ろうとする姿

が見られる。また、図書館の利用率が高く、調べ学習や話し合い活動などを積極的に行っている。特に、理科においては、自然に親しんだり、観察したりしている傾向が高く、科学や自然について疑問を持ち、そのことについて質問したり調べたりする姿が見られるとの結果が報告されています。

以上、答弁とさせていただきます。

**議長（三浦利雄君）** 7番 渡邊明雄君。

**7番（渡邊明雄君）** ありがとうございます。大変素晴らしい成果が出ているというふうに感じます。

あと1つ、伝統文化の教育ということで、道徳教育、ちょっと何かあったら教えてもらいたいんですが、鳴沢小学校の子どもたちと道ですれ違っても、「おはようございます」と、大変素晴らしいあいさつができると思うんですが、その辺、これ、また道徳教育も重要じゃないかなと思うんですが、その辺で何かあるようでしたら、ひとつ教えてください。

**議長（三浦利雄君）** 教育長。

**教育長（小林三郎君）** 道徳の授業というものが週1時間、年間35時間位置づけられております。これは普通の教科とちょっと違いますので、学校によっては、道徳の授業をしないで、ほかの教科の授業をしたりとかいうふうなことがあります。道徳の授業を完全実施するようというふうなことは、以前からいわれているところであります。

鳴沢小においては、道徳教育も重視しておりますので、この授業は必ず実施するようにと、こういうことで現場から報告をいただいているところです。

以上です。

**議長（三浦利雄君）** これにて渡邊明雄君の一般質問を終わります。

次に、入りの棚地区中山間地域総合整備事業についての質問を

許します。2番 小林昭一君。

**2番（小林昭一君）** 2番 小林昭一。

入りの棚地区中山間地域総合整備事業についてお尋ねをいたします。

入りの棚地区中山間地域総合整備事業の防災、砂防計画についてのお尋ねを平成23年9月の定例会において行いました。

当時、住民の質問の中で、土石流渓流区域だし、過去に土砂が住宅に流れ込んだこともあるので、防災に気をつけて計画をしていただきたいという要望がありましたと地域住民、地元住民の意見を紹介し、どのような防災計画を基本に設計、施工をなさっているか、また近くの大田和入沢の河川の整備計画についても、あわせて教えていただけるよう質問をいたしました。

まず、中山間地域総合整備事業の防災、砂防計画については、流末になる大田和入沢流路工流量計算は、河口湖測候所の50年確率、時間雨量で130ミリで計算したものであり、農地からの排水が下流に被害を及ぼさないよう、排水計画を立てているとの土地改良連合会の報告ですとのご返答でした。

入沢については、入沢は山梨県で治山事業を行ったもので、維持管理も山梨県で行うものであります。本年も山地パトロールをお願いし、現地を確認していただき、土砂の撤去には平成24年度の実施を予定しているとの富士東部林務事務所治山林道課から回答をいただいているとのご返答でしたが、その後の県との整備内容の打ち合わせ内容、方針等を教えてください。6月19日の降雨の際、民家周辺へ多大な影響がありましたので、再度ご質問をいたします。

**議長（三浦利雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 小林昭一議員の入りの棚地区ほ場整備に対する防災面の質問にお答えいたします。



本当に思ってもみなかった6月の台風というようなことで、地域の皆さんには迷惑をかけたわけですが、入りの棚ほ場については、水路工事が未施工のため、6月19日の降雨時にはほ場上部からの表流水がほ場外に流出してしまいました。そのため、これ以降の降雨による影響が生じないように、早急に民家とほ場外周部に高さ50センチの土手を設置し、民家に近い支線道路の横道、ほ場上部から2本目の横道と縦道を仮設の水路とし、ほ場内にも入沢に誘導する同様な水路を追加し、排水対策工事を行っていただきました。

農務事務所から、側溝布設工事及び舗装工事の完了後は降雨による問題は生じない見込みとのことですが、工事の早期完成と降雨対策に万全を尽くすよう強く要望してあります。

また、大田和入沢の土砂を含めた倒木等の撤去については、本年、24年度で予算計上されており、集落道から上流の橋の手前までの329メートル、ほ場整備区域の最上部の間を工事する予定であり、今後台風などの過ぎた後、県内に膨大な山林被害が生じない限り、11月から工事に着手し、年度内に完了することとなっております。

このようなことで、まだ完成しないときに大量の雨がいったというように、土手の土羽の問題等も含めて対策を講ずるようお願いしているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

**議長（三浦利雄君）** 2番 小林昭一君。

**2番（小林昭一君）** 2番 小林昭一。

早速なる素早い対応、ありがとうございます。

近隣住民への土石流の流れ込みなど、さらなる影響が起こらないように、住民の意見を聞いていただき、設計にかかわらず、現場での声を優先して施工していただけるよう、また県に要望

をお願いしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（三浦利雄君）** これにて小林昭一君の一般質問を終わります。

間もなく午後5時になりますが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

次に、農業振興についての質問を許します。3番 小林利雄君。

**3番（小林利雄君）** 3番 小林利雄。

農業振興について、村長にお伺いいたします。

鳴沢村の農業は、高齢化が進み、農業人口が減少して、今、道の駅物産館のふじさん出荷組合は、観光客相手にそれでも頑張っております。

農業は行政が力を入れて指導してくだされば、成長産業になります。政府は、農家の所得を増やすため、また地産地消を進めるために、農産物の6次産業化に補助金を出して進めております。また、どぶろく、ワイン製造特区を認めております。鳴沢村も検討してもらいたい。

村長のトップセールスによるブルーベリー、トウモロコシ、キャベツ狩り等、鳴沢村の特産品を県内外の観光業者にPRして、農業の所得を増やす政策を考えていただきたい。村長の考えをお聞かせください。

**議長（三浦利雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 小林利雄議員の農業振興について、質問にお答えいたします。

鳴沢村では、今日まで、県やJAなどの関係機関にご指導、ご協力をいただきながら、モデル的かつ実践的な事業に対しては補助金を交付し、農業の6次産業化を推進してきました。その結果、農家をはじめ、村民の皆様のご努力により、キャベツワイン、おまんじゅう、おやき、切り干し芋、鳴沢菜漬け、ブル

ーベリージャムなど、村の特産品も生まれてきております。

特産品の開発には難しい面があり、過去にも富士物産にブルーベリーの商品化をお願いしたとき、収穫時期、数量の確保、品質の管理など疑問な点があり、立ち消えとなった経緯もございます。

今後も、関係機関の指導をいただきながら、農家と関連企業が連携した地域ブランド商品の開発により、村民の所得向上にもつながるように、皆さんと一緒に勉強させてもらえればと思っております。

また、構造改革特区については、現在、鳴沢村の農業振興において、法規制等の関係で事業化が進まない事例や規制緩和への要望等はいただいておりますが、今後、構造改革特別区域法に基づく規制の特例措置が必要となる場合は、随時特区申請について対応していきたいと思っております。

私も、山梨県、国への要望活動をとおして鳴沢村の農産物のPRに努めておりますが、まず地元農産物を知っていただくことが第一ではないかと思っております。その一例として、山梨県、JA鳴沢村に協力をいただき、東京都日本橋の山梨県アンテナショップの富士の国やまなし館で農産物を取り扱っていただくことも有効ではないかと思っております。

観光業者へのツアー誘致は、機会あるごとにお願ひしますが、各生産組合でも、農産物の販売方針を統一する必要もあるかと思っております。

また、農産物収穫ツアーへ組み込むためにも、各農産物組合の方針を決めていただき、JA鳴沢村、地元観光業者等への働きかけをお願いしたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 3番 小林利雄君。

**3番（小林利雄君）** 3番 小林利雄。

サツマイモは切り干し芋として付加価値をつけております。ブルーベリー生産農家は30軒あり、植えてから10年程過ぎ、木も大きくなり、収穫も多く豊富なため、道の駅では売り切ることができません。冷凍施設をつくっていただき、多くの製品を開発してもらいたい。

また、鳴沢村の特産品をPRすることにより、鳴沢村に多くの人に来てくだされば、経済は活性化します。村長さんの指導力に期待し、質問を終了します。

**議長（三浦利雄君）** これにて小林利雄君の一般質問を終わります。  
以上で一般質問を終わります。

---

### ◎日程第11 委員会の閉会中の継続調査の件

**議長（三浦利雄君）** 日程第11、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長、鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長から、会議規則第71条第1項の規定により、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦利雄君）** 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

**議長（三浦利雄君）** 以上で本定例会に付議された案件の審議はす

べて終了しました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(三浦利雄君)** 異議なしと認めます。よって、今期定例会に付議された事件について、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて、平成24年第3回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後5時05分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年9月14日

議会議長

署名議員

署名議員